

津田南校区コミュニティ協議会

会 則

第 1 条 本会は、会員相互の連携を図ることにより、校区内住民の連帯意識を強化し福祉を増進して、住みよい町と、人に優しい生活環境を実現することを目的とする。

第 2 条 本会の名称は、「津田南校区コミュニティ協議会」と称する。

第 3 条 本会の会員は、校区内自治会のほか、同会組織の諸団体と学校組織とする。

1. 各会員は次の部会構成員として所属し、活動する。

- ① 自治会連合部会
- ② 自主防災部会
- ③ 広報部会
- ④ 校区福祉部会
- ⑤ 青少年育成部会
- ⑥ 体育・文化部会
- ⑦ 文教部会
- ⑧ 防犯協議会
- ⑨ 交通対策協議会
- ⑩ 明るい選挙推進協議会
- ⑪ 日赤奉仕団部会

2. 各部会には、部会長と副部会長をおき、会を統括する。

3. 各部会を構成する諸団体の組織は細則で定める。

第 4 条 本会は、第 1 条の目的達成のため、各部会において次の事業を行う。

1. 各自治組織、学校組織間の情報交換と連携および関する事業。
2. 青少年・高齢者対策としての環境整備と改善など、福祉全般に関する事業。
3. 文化・体育・レクリエーション活動全般に関する事業。
4. 防災・防犯・日赤奉仕・交通対策などの広域取り組みに関する事業。
5. その他、前各項に該当しないコミュニティ全般に関する事業。

第 5 条 本会に次の役員をおく。

会 長	1 名
副 会 長	4 名
書 記	1 名
事 務 局	1 名
会 計	1 名

津田南校区コミュニティ協議会

会 則

第 1 条 本会は、会員相互の連携を図ることにより、校区内住民の連帯意識を強化し福祉を増進して、住みよい町と、人に優しい生活環境を実現することを目的とする。

第 2 条 本会の名称は、「津田南校区コミュニティ協議会」と称する。

第 3 条 本会の会員は、校区内自治会のほか、同会組織の諸団体と学校組織とする。

1. 各会員は次の部会構成員として所属し、活動する。

- ① 自治会連合部会
- ② 自主防災部会
- ③ 広報部会
- ④ 校区福祉部会
- ⑤ 青少年育成部会
- ⑥ 体育・文化部会
- ⑦ 文教部会
- ⑧ 防犯協議会
- ⑨ 交通対策協議会
- ⑩ 明るい選挙推進協議会
- ⑪ 日赤奉仕団部会

2. 各部会には、部会長と副部会長をおき、会を統括する。

3. 各部会を構成する諸団体の組織は細則で定める。

第 4 条 本会は、第 1 条の目的達成のため、各部会において次の事業を行う。

1. 各自治組織、学校組織間の情報交換と連携および関する事業。
2. 青少年・高齢者対策としての環境整備と改善など、福祉全般に関する事業。
3. 文化・体育・レクリエーション活動全般に関する事業。
4. 防災・防犯・日赤奉仕・交通対策などの広域取り組みに関する事業。
5. その他、前各項に該当しないコミュニティ全般に関する事業。

第 5 条 本会に次の役員をおく。

会 長	1 名
副 会 長	4 名
書 記	1 名
事 務 局	1 名
会 計	1 名

会計監査 2名

- 第 6 条 本会役員の選出は、本会構成員よりとする。
- 第 7 条 本会役員の任期は 2 年間とし再任は妨げない。また、各部会役員任期も 2 年間とし再任を妨げない。
- 第 8 条 本会に顧問をおくことができる。顧問は役員会で推薦し委嘱する。顧問は、必要あるとき役員会に出席して、諮問に応じ意見を述べる。
- 第 9 条 本会役員は、それぞれ次の会務を行う。
1. 会長は、会を統括し代表として会議招集、その他の会務を行う。
2. 各副会長は、会長事故あるとき、担当会務について代行して行う。
3. 書記は、全事務を掌握し、記録保管を担当する。
4. 会計は、会計事務を担当する。
5. 会計監査は、必要あるとき会計帳票類を閲覧し、会計事務を監査する他、決算監査を報告する。
6. 事務局は、校区コミュニティ協議会の全体運営を掌握し運営をスムーズに進行するための施策を提案し、会長の補佐を行う。
- 第 10 条 本会に表彰制度を設ける。
本会組織団体に所属し、6 年以上在籍して、会務に功労があったと認められる場合は、役員会で審議し、感謝状と金一封を贈呈する。
金額に関しては、5 万円以下とし、役員会にて決定する。
- 第 11 条 本会は次の会議を行う。
役員会 随 時
部会長会(含 役員) 随 時
総 会 年 1 回
臨時総会 随 時
(1) 会議は構成員過半数の出席を必要とし、議長は会長専権とする。
(2) 本会の会議は、事業計画、予算、決算、事業報告のほか本会則の改定、その他の必要な事項について行う。
- 第 12 条 本会計年度は、当年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。
本会の収入は、補助金、寄付金、分担金、協賛金などで充てる。
分担金は各自治会より徴収する。
自治会会員数×100 円＝分担金額
当年 4 月 1 日の会員数
- 第 13 条 本会則は平成 20 年 4 月 19 日より施行する。

制定・施行 平成20年4月19日

改定・施行 平成28年12月1日

第10条 本会に表彰制度を設ける。

改定・施行 平成30年5月20日

第3条 部会順位変更

第5条 本部役員増員

副会長・書記 各1名

第9条 書記業務追加

事務局業務内容追加